

家庭が
経済的に
厳しいとき

就学援助制度

就学援助制度とは、児童生徒が学校で学習するために必要な費用を保護者が負担することが困難な場合、一定の条件を満たしていれば、その家庭に対して援助費が給付される制度です。



申請から認定まで

保護者が市役所の受付場所に行き、申請します。（4月中旬～5月中旬）



- ※ 単年度の認定なので申請は毎年行います。
- ※ この期間にかかわらず、生活の状況が変わった場合は、その時点で申請できます。

援助費の内容(小学生)

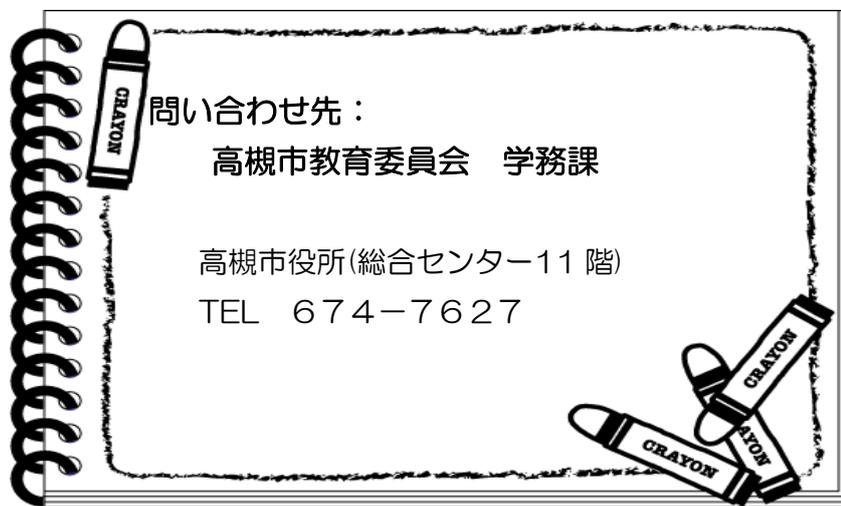
- 給食費、学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費
- 新入学生徒学用品費
- 宿泊を伴う校外活動費の交通費及び見学料…一定限度額までの実費
- 修学旅行費の宿泊費、交通費、見学料など…一定限度額までの実費
- 通学費…片道4km以上、実費
- 医療費…援助対象となる病気は

学校の定期健康診断等で見つかった
トラホーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿か疹（とびひ）
中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)及びアデノイド、寄生虫病
(虫卵保有を含む)、う歯（むし歯）



- ※治療前に学校へ「医療券」の交付を申し出て、受領してから治療に行ってください。
- 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の免除

詳しい内容は、4月上旬にお配りする高槻市教育委員会発行の「就学援助制度についてのお知らせ」をご覧ください。



こんな制度もあります

特別支援学級就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童生徒で、生活保護・就学援助を受けていない児童生徒のうち、一定の条件を満たしている場合に給付されます。

申請は、就学援助費のように保護者が直接教育委員会の窓口で行うのと違い、申請書と必要書類をそろえて、学校を通じて申請します。認定も学校を通じての通知となります。